口座開設に関するお願い

世田谷目黒農業協同組合

当組合では、お口座を開設する際に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、 下記の点を確認させていただいております。お客様の大切な資産を守り、安心してお取引いた だくため何卒ご協力いただきますようお願い申し上げます。

【個人のお客さま】

ご本人の確認できる公的書類をご準備願います。

ご本人さまであることを確認させていただくため、顔写真付きの公的書類の原本のご提示を お願いいたします。

[顔写真付き公的書類]

- 運転免許証
- 運転経歴証明書(平成 24 年 4 月以降発行)
- 個人番号カード
- ・ 旅券 (パスポート)
- 在留カード
- · 特別永住者証明書
- · 身体障害者手帳 · 療育手帳
- ・ その他官公庁から発行、発給された顔写真付き書類

顔写真付きの公的書類をお持ちでない場合は、次の書類の中から、2点原本のご提示をお願 いいたします。

[顔写真なしの公的書類]

- 国民健康保険被保険者証
- 地方公務員共済組合員証
- 介護保険被保険者証
- 国民年金手帳

- 健康保険被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証・ 国家公務員共済組合員証
 - 私立学校教職員共済制度加入者証
 - ・ 母子健康手帳(出生から2年間)
 - 厚生年金手帳

[その他補完書類] (補完書類のみ2点のご提示ではお取扱いできません)

- ・ 医療受給者証・ 住民票の写し(発行から 6 カ月以内のもの)
- ・ 戸籍謄本・抄本 (戸籍の附票の写しが添付されているもので発行から6カ月以内のもの)
- ・ その他官公庁から発行、発給された書類

お取引店について

お口座の開設は、お取引に便利なご自宅かお勤め先のお近くの店舗でお願いいたします。

- ・ 口座開設は、ご自宅もしくはお勤め先が当組合管内にある方を対象とさせていただいております。ご自宅、お勤め先が管内にない場合は、理由をお伺いし、口座開設をお断りする場合がございます。
- ・ お口座の開設の際は、勤務先、勤務先住所等を必ずお届け願います。お口座の利用目的に ついてお口座の開設理由やご利用目的をお尋ねいたします。

【法人のお客さま】

下表の確認事項を所定の書類等で確認させていただきます。

確認事項	確認書類/確認方法
名称、本店または主ある事務所の所在	①登記事項証明書(発行から6カ月以内)
地	②印鑑登録証明書(発行から6カ月以内)
	③官公庁から発行、発給された書類
来店された方(取引担当者)の氏名、住所、	上記【個人のお客さま】に記載されているご
生年月日等	本人確認と同じです。
来店された方が法人の取引担当者であるこ	委任状 等
と	取引担当者が法人を代表する権限を有する
	役員として登記されていること。
	電話連絡等により、確認させていただく場合
	がございます。
事業内容	①登記事項証明書
	②定款 等
お取引の目的	ご用意いただく書類はありませんが、窓口等
	で当組合担当者が確認させていただきます。
実質的支配者(経営、事業活動に支配的な影	当組合所定の「確認表」にご記入いただき、
響力を有している個人)の氏名、住所、生年	ご提出いただきます。
月日等	

【団体名での口座開設をご希望のお客さま】

下表の確認事項を所定の書類等で確認させていただきます。

確認事項	確認書類/確認方法
名称、設立年月日	①規約、会則
	②総会資料 等
代表者名、取引担当者名	①総会資料
	②名簿 等
代表者の住所、生年月日	上記【個人のお客さま】に記載されているご
	本人確認と同じです。
取引担当者の住所、生年月日	上記【個人のお客さま】に記載されているご
	本人確認と同じです。
団体の規約、事業・活動内容	規約、会則および総会資料等
	活動内容等について、窓口等で当組合担当者
	が詳しくお聞きする場合がございます。
お取引の目的	ご用意いただく書類はありませんが、窓口等
	で当組合担当者が確認させていただきます。

【ご留意事項】

- ・ 法人・団体のお客さまの口座開設については、申込み内容確認のため、1週間程度の期間をいただきます。
- ・ 必要に応じて、追加の確認資料のご提示をお願いする場合がございます。
- ・ 本人確認書類等を提示していただくにあたり、犯罪収益移転防止法に基づいて、本人確認 書類の種類、記号番号等を記録させていただきます。また、本人確認書類等の写しをとらせ ていただく場合がございます。
- ・ 上記確認事項の他に、何点か法令に基づく確認をさせていただきます。
- ・ 口座開設にかかる所定の確認ができない場合、またお申込み内容によっては、お口座開設 をお引受できない場合がございます。
- ・ お口座を売買することや譲渡を目的に口座開設をすることは法律で禁止されています。刑 事罰の対象となることもございますのでご注意ください。
- 詳しい内容については、当組合の金融店舗窓口にお問い合わせください。